

“生ける法 (Law in Action)”

——エスノメソドロジーの視点から¹⁾

マックス・トラヴァース
北村隆憲・内山安夫 訳

- 1 エスノメソドロジーの研究伝統
 - 2 エスノメソドロジーにおける二つの支流
 - 3 会話分析と法
 - 4 法的言説の研究
 - 5 法廷における相互行為の研究
 - 6 法廷審理外での相互行為
 - 7 法的ワークのエスノメソドロジー研究
 - 8 エスノメソドロジー、法及び政治
 - 9 エスノメソドロジーと法実践
 - 10 エスノメソドロジー研究の実践的価値
 - 11 将来の研究への展望
- 「法現象へのエスノメソドロジー・会話分析的アプローチ——訳者あとがき」

エスノメソドロジー (ethnomethodology) は、法と法制度の研究に対して重要な貢献を行ってきました。しかし、法社会学に関する入門書や法社会学分野の総説論文では、この研究アプローチについて、いまだ形式的に言及されるにとどまっていたり、場合によっては全く言及されないこともあるといった状況です (たとえば、次のような諸文献を参照のこと: Cotterrell; 1992, Scheppele 1991, Anleu; 2000)。本論文は、研究伝統としてのエスノメソドロジーの簡潔な紹介を行おうとするものです。特に、このアプローチに特徴的な考え方と、エスノメソドロジーと会話分析が法分野で行ってきた研究に焦点を当てようと思います²⁾。

1) 本ペーパーの草稿に対して、Baudouin Dupret と Rod Watson から戴いたコメントに感謝します。本ペーパーは、法と社会 (Droit et Société) 雑誌の「エスノメソドロジーと法」特集号に、「エスノメソドロジー・会話分析と法」のタイトルで再録される予定です。

2) Atkinson (1981), Manzo (1997) および Dingwall (刊行予定) および Travers and Manzo (1997) も参照。

“生ける法 (Law in Action)”

——エスノメソドロジーの視点から

マックス・トラヴァース
北村隆憲・内山安夫 訳

しかし、それとともに、社会的現象としての法をめぐる、エスノメソドロジ研究者の間で議論されている三つの論点についても検討したいと思います。第一の論点は、社会制度としての法の有する道徳的・政治的性格の探究に関して、どの程度エスノメソドロジが成功しているのか（この点はしばしば社会学の主流からエスノメソドロジが批判を受けたりその有効性に疑問を呈されるものなのですが）、という問題です。二つ目の論点は、エスノメソドロジが、法律家がそれを理解する意味において、法の実践活動の内容についての研究に成功してきたのかどうかという問題です。第三の論点は、エスノメソドロジ研究には実践的な価値というものがあるのかどうか、という問題にかかわっています。私の主張は、こうした問題には容易な解決策があるわけではなく、各論点は、エスノメソドロジの立場の研究者だけではなく、他の立場の社会学者にとっても困難な問題を提起している、というものです。

1 エスノメソドロジの研究伝統

エスノメソドロジは、圧倒的に、英米における社会学的立場です。とはいえ、フランス、ドイツ、スイス、イタリア、オランダ、スウェーデン、フィンランド、にも若干の研究者が存在しますし、さらに日本にはエスノメソドロジ研究の比較的大きなコミュニティが存在します。現代社会学の諸流派と同様に（そして、やや残念なことに、例外はないようですが）、エスノメソドロジは1960年代に最も重要で興味深い研究を生み出しました。その主要なアイデアは、二人のアメリカ人に由来するものです。一人は、ハロルド・ガーフィンケル（Harold Garfinkel）で、彼はハーバード大学で1940年代にタルコット・パーソンズの博士課程の学生でした。もう一人は、40年代末にシカゴでアーヴィング・ゴフマンの博士課程の学生であったハーヴェイ・サックスで、彼は1970年代の中ごろに40歳の若さで自動車事故でなくなりました³。

これらの人々の考え方から出発したエスノメソドロジ運動は、その後、継続的に経験的な研究を生み出し、他の社会学の流派と理論的な論争にかかわるとともに、エスノメソドロジ運動内部でも、とりわけ会話分析とエスノメソドロジとの間に論争が行われてきています。こうした論争については、ディスカッションのためのメーリングリストである「エスノホットライン」上で詳細を読むことができます⁴。とはいえ、公平に言っても、ガーフィンケルの「エ

3 エスノメソドロジへの入門としては、以下を参照：Turner (1974)、Heritage (1984)、Sharrock and Anderson (1986)、Coulon (1995)。

4 アムステルダム大学のPaul ten Haveが管理するウェブ上の「ホットライン」についての情報は以下のアドレスから得られます <http://www.pscw.uva.nl/emca/>

スノメソドロジ研究 (*Studies in Ethnomethodology*)』および「パーデュー・シンポジウム (Purdue Symposium)」での議論。さらに、サックスの講義録、に代表される妥協のない反実証主義精神はもはや、モノグラフとして出版されたり学術雑誌に掲載される研究の多くには見出されないように思われます⁵。ただし、このことはすべてに当てはまるわけではなく、たとえば、ブトン (Button) (1991)、リンチ (Lynch) (1993)、グーデ (Goode) (1994)、等の研究はいまだにラディカルで権威破壊的な趣を宿しているし、ガーフィンケルも伝統的な社会科学に対する批判的見解をいっそう洗練・強化させています (Garfinkel 1991)。会話分析による研究の大部分——その多くはいまや主流の社会学や言語学関連の専門雑誌に掲載されるようになっているのですが——は、その研究上の知見を、認識論的な論点を論ずることなしに、社会生活の研究への端的な貢献として提示しています。

社会学はいろいろな意味で19世紀から大きな変貌を遂げたわけではありせん。というのは、自然科学に範を求めるべきか、あるいは人間の集団生活が有する意味的な特徴を探究できる、いわゆる「解釈学的」とか「解釈的」と呼ばれているアプローチを発展させるべきか、という鍵となる議論はそのまま継続しているからです。この論争はしばしば定量的な研究方法の価値についての議論の形をとります (Blumer 1969)。実証主義は、測定手段としてサーヴェイ調査を使用し、変数間の関連を見るために統計学的方法を利用して社会の法則を見つけ出すことに基礎をおく狭義の説明を行うわけですが、それは、社会の通常の成員よりも社会生活に関する優越的な理解をすることができると主張するような研究アプローチ群に属します。一つのよい例は、最近フランスでブルデューと彼の仲間たち (2000) によって行われた社会変動に関する研究です。この研究は、工場労働者、商店主、農民、教師、そのほかの職業集団に対するインタビュー調査に基づいています。分析の前提となっている仮定は、社会学者はインタビューを受けた人々よりも、より広く、科学に立脚した社会変動についての見解を獲得することができる、というものです⁶。理論的説明は、それ [Index.htm](#)

5 以下を参照：Garfinkel (1984)、Hill and Crittenden (1968) 及びSacks (1992)。

6 ブルデューは、「三人の高校生の間で交わされた（見まことに何の変哲もない会話）」をどのように読解すべきかについて「方法論に関する付録」のなかで説明しているのですが、そこでの彼の以下のような論述を見てみると、このことが明白に表れています。彼のここでの分析の目的は、人々の生活に影響を与える社会構造を暴露して人々を虚偽意識から解放してやることなのです。

「このように理解してみると、会話分析は、それぞれの会話の中に、交渉としての相互行為の偶発的な構造を読み取るばかりではなく、その構造を秩序付ける目に見えない構造をも同時に読み取るのである。つまり、上記の事例では、会話をする少女たちが当初から位置づけられていた社会空間における構造と、この少女たちが

がエミール・デュルケーム、カール・マルクス、ミッシェル・フーコー、アンソニー・ギデンズ、あるいはニクラス・ルーマン、などの誰の理論に基づいているかにかかわらず、どの理論の説明も、普通の人々の常識的知識と競い合っていて、常識的知識に対してアイロニックな視点をとっています⁷。

対照的に、解釈学的あるいは解釈的立場からは、自然科学は人間を研究するための適切なモデルではないとされます。なぜなら、自然科学モデルは、人間の集団生活の持つ意味的な特性を適切に探究することができないからです。ここでは、目的は、社会の普通の成員が彼らの行為をどのように理解するのかということアイロニーを持って眺めるのではなく、それを解明することにあるのです。しかし、意味と行為を理論化する他の方法も存在します。エスノメソドロジーを理解する鍵は、それが意味というものを、個人の内的で心的な現象としてではなく、公的な性格をもつものと考え、意味に関して当事者たちが利用している方法や手続きに関心を向けるということを十分に理解することにあります。

人間科学の領域で「意味」というものを理解するための普通のやり方は、それを個人の内的・心的な過程として捉えることです。こうした考えかたは、認知科学が前提とする中心的な仮定ですが、社会学者自身も意味を同じように考えてきたのです。

マックス・ウェーバーは意味を内的で心的な過程を通じて対象・出来事・行為に張られたラベルのようなものとみなし、他者の心を読む人間の有する能力によって接近可能なものと考えました。ジョージ・ハーバート・ミードも、同様に、人間存在を、「他者の役割を取得する」能力を備えているものと考えて、世界を他者の目を通じて見るのだと主張しました。

対照的に、ガーフィンケルは、現象学の哲学者アルフレッド・シュッツ (Alfred Schütz) が発展させた意味に関するまったく異なるアプローチを採用しました。シュッツの出発点は、私たちはこの世界の中で出会う他者の行為や対象物を理解するのに、わざわざ手の込んだ解釈過程にかかわる必要などないのだという点に着目することでした。シュッツは、意味というものが有する公

⁷ 進もうとしているそれぞれに異なる道筋の学問的空間の構造、この二つの構造である (Bourdieu et al 2000, p. 618)。下線強調は筆者による。

7 文学上の装置である「アイロニー」には、作品の登場人物をダシにして、著者が物知り顔でコメントを述べる、あるいは、読者にそうするように仕向ける、ということが含まれます。Anderson and Sharrock (1983) が示したように、アイロニーは社会学の多くの流派においても中心的な位置を占めているのです。それはあからさまな政治的意図のもとに用いることもできます (例えば、Carlen 1976を参照)。が、理論モデルや理論の説明が社会の通常の成員の頭越しに導入される際には、常にアイロニーが生み出されているのです。

的な、つまり相互主観的な性格からこれを理論的に説明したのです。つまり、私たちは社会化の過程を通じて、典型的な対象物や出来事について学ぶことで、こうした共有された常識的知識を日常生活のなかで援用することができるのだ、というのです。

ガーフィンケルは、解釈つまりガーフィンケルの言葉では「実践的推論」が成し遂げられる際に用いられる方法や実践行為を探索することで、こうしたアルフレッド・シュッツの考え方をさらに一段階先に進めたのでした。実際のところ、「エスノメソドロジー」という言葉は、交通違反事案の裁判で陪審員たちが評決を行うやり方を研究する共同研究プロジェクトの一員として研究に従事していたときに、彼が考案したものです。ガーフィンケルは、この研究を進める中で、陪審員たちが競合する事実説明を評価する際に常識的知識が利用される仕方に大変強い印象を受けたのでした。

「陪審員たちは、実際に何が起きたのかについて合意に至る。彼らは、『事実』を決定する。つまり、車の時速や怪我の程度に関する対立する主張のどちらが事実なのかについて決定する。陪審員たちは、どちらの主張が、更なる推論と行為を行うための基礎として利用することができるかについて決定するのである。陪審員たちは、この決定を、相対立する主張が常識モデルと整合的かどうかということを検討することによって行うのである。こうした常識モデルは、たとえば、その文化ではどのようなタイプの人がそれを行い、その文化において知られているどのようなタイプのやり方で運転していたのか、また、どのようなスピードで、どのようなタイプの交差点を、どのような典型的な動機に基づいて、運転していたのか、ということを描写するために陪審員たちが用いるモデルなのである。つじつまの合う意味を成す出来事ならば、現実起きた出来事として考えられてよい、という基準でこの検討がなされていく。」(Garfinkel 1981, p. 106)

ガーフィンケルは、彼が「ドキュメンタリー的解釈方法 (documentary method of interpretation)」と呼ぶ方法を人々が用いて、出来事を事前・事後に意味づけるやり方を解明することにも関心を持つようになりました。ドキュメンタリー的解釈方法は、出来事や対象を潜在的なパターンの一部として理解する際に用いられる方法です。このパターンは、将来の出来事の意味を理解するために、将来志向的に用いられませんが、このパターンが変更されることで過去の出来事の意味が変容することもあります。社会的現実の意味が共有されるのにドキュメンタリー的解釈方法がどのように用いられるのかに関するとでもわかりやすい説明は、ローレンス・ウィーダー (Lawrence Wieder) (1974) による、麻薬犯罪者の更生施設に関するエスノグラフィ研究です (この研究の概説としては、次を参照。Heritage 1981, Sharrock and Anderson 1986) ただし、このような実践的推論方法は、これ以外のどんな社会的状況においても見出されるもののなのです。

ひとつ例をあげてみましょう。私自身が行った英国の出入国管理審査手続における法律業務に関する研究 (Travers 1999) のなかで、私がインタビューをした弁護士は、特定の審査官の特徴 (「厳しい」か「同情的」か、特定の申し立てに対してどのような処理を行うか) についての一定の見方を持っていました。彼らは、寛大な処分が下されれば、それはその審査官が「ご機嫌がよかった」からだとか、さもなくば、その審査や申立人に何か特別の理由があったからだ、というように説明するのです。新しい審査官に関する評価は、ケースバイケースで行われて、この職業コミュニティにおいて用いられる知識ストックの一部となっていました。

シュッツとガーフィンケルにとっては、現実というものは自己—説明的 (self-describing) なもの、つまり、「説明可能 (accountable)」なものとして理解されています。私たちは、会話の中で絶え間なく世界をつくり出し、「ドキュメンタリー—的解釈方法」などの文化的に共有された方法を通じて、現実についての共通感覚 (常識) を生み出しているのです。したがって、社会学の目的とは、この現実を記述し解明することであって、現実を説明する目的を持っていても、日常的状況での行為や意味の複雑なありようを捉えることのできないようなある種の科学的理論を作り出すことではない、ということになります⁸⁾。

2 エスノメソドロロジーにおける二つの支流

エスノメソドロジ—的な探究にはいくつかの支流があります。(Hester and Eglin 1992)。その中で最も大きなものは、会話分析です。会話分析は、社会学と言語学とを架橋する独自の学問領域として発展してきました。その中心的な研究方法は、会話を録音して、ゲイル・ジェファ—ソン (Gail Jefferson) が考案した規則を使って日常会話の詳細を注意深く文字に転写することです。会話分析に比べると少し小さな規模ではありますが、大変影響力のある研究伝統に、ワークのエスノメソドロジ—研究、あるいは、エスノメソドロジ—的エスノグラフィーがあります。この研究伝統では、ワークを実践する人々を研究す

8) シュッツとガーフィンケルとは、共にタルコット・パーソンズの行為理論の批判者でした。パーソンズの行為理論は社会の「マクロ」レベルと「ミクロ」レベルとを結び付ける、システム理論家による最も詳細で概念的にも発展したものであり続けています。ジョン・ヘリテッジ (1984, p.31) は、次のように述べています。「パーソンズは常識的世界の全体をまったく考慮に入れない。常識的世界は、普通の行為者が詳細な実践の考慮と判断に基づいて行為の道筋を選択しているのであって、そうした考慮と判断とは他者にとって理解可能で説明可能なものなのである。この常識的世界こそ、究極的に、ガーフィンケルが焦点を当てた中心であり、同時にパーソンズとたちとを分かつ場所なのである。」

るのですが、理想的には、研究対象となる実践活動を行う人々と同様の実践能力を獲得することが目指されます。

とりわけ会話分析と密接な関係を有するエスノメソドロジストたちは、この二つのアプローチが本質的に有する共通性を強調して、この二つを合わせて「Ethno/CA」[日本では、「EM/CA」の語を用いることが多い……訳者]と呼んでいます (Manzo 1997を参照)。他方で、ガーフィンケルやガーフィンケルの弟子であるマイケル・リンチ (Michael Lynch)、そしてデイヴィッド・グーデ (David Goode) やデイヴィッド・サドナウ (David Sudnow) といった主としてエスノメソドロジ—的エスノグラフィーの方法で研究する者たちは、会話分析に対して批判的な立場に立ってきました。この批判の一部は、会話分析が用いる方法に向けられています。つまり、批判者たちは、言説の分析よりもエスノグラフィー的方法を好ましいものと考えているのです。(会話分析を行うやり方に関しても複数の立場があるので、問題は一層複雑です。批判者たちによれば、彼らの方法こそが最初期のプログラムが持っていたエスノメソドロジ—の精神により忠実だということになります)。とりわけ、リンチが、サックスが会話分析を「始原形態の科学」として発展させようとした意図に反対したことの中には、重要な認識論的問題が含意されているのです (Lynch 1993, 第6章; 以下も参照。Lynch and Bogen 1994)。こうした立場からの批判のひとつは、会話の研究はワークの研究とまったく異なるエスノメソドロジ—的トピックと見なされるべきであるというものです (Sharrock and Anderson 1986)。これは的を射た批判であるように私には思えます。したがって、たとえば、法廷での審理は言語を用いることによって成り立っているからといって、会話分析で用いられる分析リソースを使って、言語が用いられるやり方を研究することで、裁判という状況における法的ワークについてすべて理解できると想定すべきではない、ということになります⁹⁾。

エスノメソドロジ—の研究領域としての魅力の一つは、その研究プログラム 9) シャーロックとアンダーソンは、会話分析を、会話の社会組織を例証することにたいへん成功している研究領域として描き出しています。ただし、会話分析はどんな社会学的トピックでも探究できる「一般的方法」を提供するわけではないとも述べています。

「何よりも誤りなのは、社会状況がどのようにして秩序化されるのか判断できる方法を発見できると思って、あらゆる種類の社会状況での会話を録音してトラスクリプトを作成することに社会学的理解の鍵があるのだと思い込むことであろう。会話分析が称賛に値する点は、その方法の一般性ではなくその方法の特定性なのである。会話分析が提供するののは、社会組織の分析方法ではなく、また社会的相互作用の分析でもなく、会話の分析の方法を与えてくれることなのである。」(Sharrock and Anderson 1986, p.80)。

が理論的な立論を提供してくれるだけでなく、経験的な研究を生み出すことができることです。以下のセクションでは、この精神にのっとり、会話分析とエスノメソドロロジーとが法の研究に関して行ってきた成果を検討していきたいと思います。

以下ではまず、法と法制度について多くの研究を生み出してきた会話分析から始めて、ワークの研究の領域の研究者たちによる法研究への貢献について吟味したいと思います。

3 会話分析と法

会話分析は、1960年代にそれまで社会学ではほとんど自明視されたり無視されたりしていた、言語の有する社会的世界の構成要素としての性格に対するハーヴェイ・サックスの関心から発展しました¹⁰。サックスは同時に、自然科学の方法を用いて研究可能な社会現象を探してもいました。安価で携帯可能なテープ・レコーダが発明されたことで、サックスは会話の音声を集めて何度も何度もそれを分析して、データに基づいて、人々が会話を行う際に用いる文化的に共有された方法についての理論的な言明を行うことができるようになりました。会話分析の研究者は、長い間、主として、「隣接ペア」(たとえば、質問の後には回答が継起するという事実)などの規則性がどのようにして日常会話において達成されるのかを研究することに専心してきました。会話分析の分析家は、会話分析というものを、人々が会話において話し手の役割を順番取りするという単純明瞭な事実に基づいて、会話についての確固とした累積的な発見を生み出してきた純粋な科学的学問であると考えましたし、現在でもそのように考えております¹¹。ここでは会話分析の研究プログラムの発展を詳しく説明している余裕はありませんが、会話分析家たちは、例えば、質問の後に回答が継起する様々なやり方についての一連のルールを発見してきました。会話分析の目標は、こうした会話上のパターンが生み出される際に会話の当事者たちが利用する、その文化において共有されている方法を特定することです。つまり「会話分析は、会話を行う普通の人々が、理解可能な会話的相互行為に従事する際に利用したり頼ったりする能力を記述・解明することに向けられている」のです。(Heritage 1984, p. 241)

10 サックスは「社会学的記述」に関するヘイバー(1963)の中で、社会的世界は言語によって構成されていると主張しています。それゆえ、言語こそが社会学的分析の中心に位置するべきだということになります。

11 会話分析への入門としては以下を参照 Psathas (1995), Hutchby and Woofitt (1998) and Ten Have (1999)。

1980年代以降、会話分析の研究プログラムはその範囲を拡大して、制度的・職業的な状況における言語使用の研究も行なわれるようになりました。この研究プログラムを実践する会話分析家たちは、通常の日常会話と比較することを通じて、様々に異なる制度的状況における会話の順番取りの特徴を発見しています。また、彼らは、より一般的に、会話が職業上の諸課題を達成するためにどのように用いられるのかという問題を研究してきました。また、サックスが行っていた研究のもう一つの側面である、言語におけるカテゴリーの使用に関する研究についても、大きな関心がはられるようになってきています。

4 法的言説の研究

エスノメソドロジストにとって法の領域は特別な関心を引き起こすテーマであるといわれることがあります。それは、法の世界は明らかに言語を通じて世界を秩序付けることにかかわっているからです。(Atkinson 1981を参照)。ガーフィンケルやサックスを含む多くの初期エスノメソドロジストたちが法について研究したのは、法関連の研究プロジェクトにかかわることで、彼らは研究補助金を獲得することができたからだ、という理由もあるようです。たとえばガーフィンケルは、1940年代にアメリカ南部地域における法廷審理を研究(1948)するための研究資金を得て、一連の研究の中で法制度の研究を行いました。その研究のプロジェクトの中には、有名な陪審研究(1984)やロサンジェルス検屍局におけるエスノグラフィ研究(1997)などが含まれます。サックスは、アーヴィンに教員ポストを得るまでは、シェルドン・メッシンジャー(Sheldon Messinger)が率いていた「法と社会」研究センターから研究資金を得ていました。会話分析についていえば、他の種類の制度的相互行為についてよりも、(アメリカでは「裁判チャンネル」などで裁判がテレビ放送されていますから)裁判上の審理過程の模様を録音することは容易だったのです。このことが、おそらく、法の言説に関して多くの研究が行われてきた理由でありましょう。このようなわけですから、法の会話分析の多くは、法廷審理の模様、とりわけ反対尋問にかかわる研究でした。ただし、答弁取引交渉や警察の取り調べなどの法廷外の法的な職業実践に関する研究もなされてきたことを忘れることはできません。

5 法廷における相互行為の研究

法と法制度に関する最初の主要な会話分析による研究は、英国のマックスウェル・アトキンソンとポール・ドリュー(Maxwell Atkinson and Paul Drew,

1979)が行った、1960年代末の北アイルランド紛争に関する調査審問機関の分析に基づく研究でした。この研究の前半部分は、日常会話と異なって、法廷での言葉のやり取りでは、弁護士、証人、裁判官の発話の権利がさまざまな形で制限されている点を検討しています。アトキンソンとドリユーは、審理に形式的な性格を与えている法廷における相互行為上の顕著な特徴が、複数当事者が関わる状況において彼らの相互行為を組織化するために必要なものであることに注目しています。「起立して (be upstanding)」という古代英語的なフレーズでさえ、法廷で有益な目的を果たしていると彼らは主張します。なぜなら、ちょうど法廷の他の会話を止めさせるタイミングを指定するものとして、このフレーズの最初の部分が発せられるからです。

「こうした観点から眺めてみるならば、最初の発話順番構成要素 (つまり “Be up…” の部分) は一種の先行的「沈黙始動子 (silence initiator)」と言えるかもしれない。つまり、シークエンス上で後続することが含意される重要な要素 (つまり、“…standing” の部分) が発話されるのを、この言葉が聴かれうる可能性のより大きい時点まで遅延させる役割を担っているのである。」 (Atkinson and Drew 1979, p. 96)

この研究の大部分は、反対尋問における質問と回答が継起する過程を扱っています。アトキンソンとドリユーは、たとえば、質問・回答のやり取りのシークエンスの中で非難の根拠がどのように準備されるかということを示してくれます。このことは、実際には非難する発話は行われていないにもかかわらず、尋問のやり取りを聞いているオーディエンスにとっては非難の含意が示されているということです。証人の方は、非難される可能性に注意を向けつつ、非難の含意を鈍らせるような回答を行っていることを意味します。彼らはまた、証人が尋問に対する回答の中でしばしば「正当化/言い訳」要素を提示していることを示します。証人にとっては、尋問のやり取りのシークエンスの最後に正当化や言い訳の機会が与えられるか否かが不確かだからです。

「法廷における尋問において発話順序の事前割当てシステムが存在するために、証人は「なぜ……」という弁護士の行う質問にコントロールを及ぼす権限を持たないので、自己の行為の説明を提出する機会には保証されていない。また、尋問を行う弁護士があからさまに「非難」に言及することなしに聴き手に「自らの結論を導かせる」に任せるかもしれないので、証人は自己の行為の不適切性に関する非難に対して自ら反論したり防御したりする機会を与えられないかもしれないのである。……こうした理由から、証人は「なぜ……」という質問に対して明らかに早すぎる形で (つまり、その質問を訊ねられる前に) 回答を行うことによって、自己の行為の理由を提示する機会を、……それによっておそらくは予期される非難に反駁する機会を——弁護士の意図がどんなものであったとしても——確保するのである。」 (Atkinson and Drew 1979, p. 187)

質問と回答のシークエンスを検討するとともに、アトキンソンとドリユーは非難と正当化を行う際の弁護士と証人の事実描写のワークにも関心を寄せています。ここでは、アトキンソンとドリユーは、サックスの研究のもう一つの側面を援用しています。サックスのこの議論は、子供が語る物語の最初の部分、「赤ちゃんが泣いた。ママが抱き上げた」、を学生に検討させたところから展開していったものです (Sacks 1992, pp. 236-66; Hester and Eglin 1996も参照)。サックスが示したことは、私たちが非常に複雑で当然視された文化的・手続き的な知識体系を利用して、この文章を理解しているのだということでした。たとえば、私たちは、ここでの赤ちゃん和妈妈とは同一の集合 (「家族」) に属すること、また、これらのカテゴリーに属する成員 (赤ちゃん、ママ) に慣習的に結び付けられた属性が存在する、ということを知っているのです。

この研究伝統は、その後「成員カテゴリー分析 (membership categorization analysis)」として知られるようになり、常識的知識や社会的カテゴリーが特定の状況においてどのように用いられたい解釈されたいのかを探索する手段を提供しています。先の研究の中で、アトキンソンとドリユーは、異なる集団を同定するのに場所の名前 (「シャンキル道路付近から出てきた群衆は……」) を用いることによって、どのようにして弁護士が事件となったこの騒動に関する描写を作り上げていったのかということを検討しています。というのは、これを聴いたものならば誰でも、ここがプロテスタント系住民の居住区であることを知っているので、カトリック居住区へ群衆が侵入していることがわかるのです。アトキンソンとドリユーは、次のように述べています。

「私たちの分析は次のことを対象としたものだった。弁護士は、ここでなされる他の事実描写のやり方ではそうした目的を達することができない場所で、こうした事実描写の要点を証人の行為についての一定の判断を提案するようなやり方で定式化していたが、このようにして質問・回答シークエンスのなかで事実描写を作り上げているものとして弁護士の尋問が聴かれうるのは、どのようにしてなのか、という問題である。」 (Atkinson and Drew 1979, p. 134)

この研究に再度立ち戻ってみる価値があるのは、この研究がその後の多くの会話分析による裁判言説の研究の土台となったからです。そうした研究の中で最も洗練された研究は、異論もあろうとは思いますが、ポール・ドリユーによる研究 (1997) とグレッグ・マトエジアン (Greg Matoesian) による研究 (1997) だと思います。これらの研究は、証人による証言の信用性を低下させるために弁護士が用いる方法や、暗黙の非難に対抗するために証人や被告人が用いる方法を示すものです (Matoesian 1993も参照のこと)。裁判の審理における「事実」の産出に関する研究 (Pomerantz 1987, Pomerantz and Atkinson

1984, Lynch and Bogen 1996) や証言の信用性の達成に関する研究もあります。英米の裁判以外では、マーサ・コムター (Martha Komter) (1998) が、オランダの刑事裁判における裁判官と被告人の間の相互行為の研究を行う際に、同様の会話分析技術が用いられうることを証明しました。

6 法廷審理外での相互行為

もちろん、法過程を構成する部分や参加者が法的な考慮に志向しているような、あらゆる種類の出来事が録音可能なものとして存在しています。一例をあげれば、ダグ・メイナード (Doug Maynard) (1984) は、アメリカの裁判所において、公式審理が開始される前に行われる答弁取引を分析しました。調停での聴聞の研究や (Garcia 1991, Dingwall and Greatbach 1994)、警察の取り調べ (Watson 1997)、さらには、警察への緊急電話通報の研究 (Zimmerman 1992) もあります。ただ、弁護士と依頼人との間の相談を録音する許可を得て研究した例は今のところありません。

もう一つ言及に値する研究をあげるとすると、メイナードとマンゾウ (Maynard and Manzo) (1997) による陪審員の評議過程の分析です。データは、テレビ放映のために録画されたものが使用されています。この研究は、厳密に言えば、参加者が方法的に産出する相互行為の構造を研究しているという意味での会話分析による研究ではありません。しかし、この研究は、評議過程の諸段階を検討することでいかに多くのことを学ぶことができるかということを具体的に示す例となっています。ガーフィンケルが既に、陪審員たちが常識的知識を使って決定に到達すること、そして、実際の決定の後になってから法的な帰結がやってくることを示唆していました。この評議事案では、陪審員たちは事案を非一法的な論拠 (彼ら自身の正義感覚) に基づいて決定を行い、その後、その決定を正当化する法的理由を見出す、ということをしていたのです。メイナードとマンゾウは、「正義」というものを抽象的な言葉で議論してもあまり意味がないのだと主張しています。それに対して、彼ら自身の研究は、評決に到達するために陪審員たちが正義の概念をどのように使用しているかということを検討しているのです。

これらの諸研究は、人々が裁判審理において共有された文化的・コミュニケーション的リソースをどのように利用しているのかということを解明する目的で、会話録音の綿密な分析に基づいて行われたものです。法に関して一つ重要なことは、法というものが根本的な意味においてこうした共有知識に依存しているということなのです。ガーフィンケルが彼の陪審研究において示しているように、法的ワークの大部分が常識に基づいて行われているのです。このこ

とは、法を専ら技術的なものと考えたり、あるいは、専門家の何か神秘的な知識として描き出そうとするある種の傾向に対するとも大事な矯正策だと思います。確かに法というものはこうした側面を持つものですが、事実認定、法的議論などはすべて常識に基づく諸能力なのです。

7 法的ワークのエスノメソドロジー研究

初期のエスノメソドロジー研究では、アメリカ社会学の古典的伝統の一つである象徴的相互作用論で用いられてきたものと同じようなエスノグラフィーによる調査方法を採用していました。会話を録音するのではなく、分析者が特定の社会集団に参加観察者として参加することによって、社会集団の生活様式を記述するというものです¹²。たとえば、アーロン・シクレル (Aaron Cicourel) (1968) による警察研究は、3年間にわたる参加観察に基づいたものでした。シクレルは、彼が現場の警察官に受け入れられるようになった時期、つまりフィールドワークの最終時期になって初めて最も重要なデータを得ることができるようになったと述べています。

分析的な観点から言えば、これらの諸研究は主として「ドキュメンタリイ的解釈方法」などの文化的なリソースについての研究である点において、会話分析と共通性を持っています。ただし、上記の諸研究は職業上の課題における実践的内容についての研究にもなっている点が異なります。たとえば、シクレルの場合には、警察官が非行少年を逮捕・告発すべきか否かの決定を、これまでの記録を解釈したり、警察組織上の優先順位に応じたり、乏しい人的・物的資源を最大限に活用したり、ということを通じて、どのように行っているのかということを私たちに示してくれます。もう一つのよく知られた研究例にデイヴィッド・サドナウ (1965) による公設弁護人の研究で、パークレー「法と社会」研究センター」でハーヴェイ・サックスによる非公式の指導の下で行われたものがあります。この研究は、サドナウが弁護士のワークの数カ月にわたる観察調査から得られたデータに基づいて、答弁取引において用いられている知識と技術を記述するものです。この研究は、公式の法律 (「書かれた法」law

12 このことはすべてのエスノメソドロジー的エスノグラフィーについて言えることではありません。たとえば、メルヴィン・ホルナーは、弁護士や裁判官に彼らの仕事についてインタビュー調査をすることなく、交通裁判所で長期の観察調査を行いました。ホルナー (1971) の研究は、インタビューの代わりに、審理の公的性格と、被告人が前の裁判事案での審理を聴くことを通じて、次に生じる出来事を予測することを学んでいく過程 (裁判制度に関する重要だがいまだにほとんど分析されていない部分) に焦点を当てています。ホルナーのもう一つの関心は、競合する現実の異なる説明の間で裁判所の決定を可能とする根本的想定についてでした。

on the books¹³⁾」)と法的決定が実際に行われるやり方(「現実の法実践 (law in action)」)との間に存在するギャップに関心がある者にとって重要な研究です。サドナウの研究は、当該犯罪が「通常犯罪 (“normal crime”)」に該当するか否かによって、答弁取引が行われるか否か、どのように行われるべきか、が決定される一連の系統的な実践を特定したのです。

1970年代に、ガーフィンケルは従来の職業社会学に対する批判を展開します。ガーフィンケルによると、従来の職業社会学は職業上の活動の技術的内容——これを彼は「失われた内容 (missing what)」と呼んだのですが——を無視したり、理念化したりしてきたというのです。エスノメソドロジー研究は、それと対照的に、特定の仕事場の有する「固有の原理 (「haecceity」)」あるいは、「まさにこの実践をこの実践たらしめている原理 (「thisness」)」を問うべきだとしました。これは、実務家自身が特定の職業上の課題を遂行している際に行っていると理解していることを解明しようという呼びかけでした。ガーフィンケルの考えによれば、こうした研究は、研究者自身がその実践行為を行うことができる能力を獲得して、部内者として研究できるようになることによって初めて完遂することができるのです。これをガーフィンケルは「実践固有の適切性の要請」と呼びました¹³⁾。

現在ワークの研究は多数に上りますが、その中で、研究者自身が研究対象の専門的職業や活動領域の実践能力を獲得したうえでそれを研究対象とした二つの研究例があります。デイヴィッド・サドナウ (1978) は、ジャズピアニストになるために必要な身体技法を研究しましたし、エリック・リヴィングストン (Eric Livingston) (1982) は、数学の証明がどのように行われるかを探求しました。

法的訓練を受けたエスノメソドロジストによる二つの研究もあります。これらの研究では、法的技術を記述するために個人史的なアプローチは取られていません。ステイシー・バーンズ (Stacy Burns) は、ガーフィンケルに弁護士になるように勧められて、ロースクールで用いられる教育方法について研究しました。ここでは、法学教師は学生に対して攻撃的な質問を浴びせて、現実の法廷で裁判官から受けるような扱いに対して準備を促すのです (Burns 1997; 1996)。私自身の研究は、依頼人に有罪答弁をするよう説得するワークや、入国 (再) 審査請求に関する決定のワークなどの法実務の実践的側面を研究した

ものです (Travers 1997a, 1999)。この研究では、たくさんの裁判事案を観察したり、弁護士にインタビューをしたりすることによって得られた、この専門的な法実務についての理解を利用していますが、同時に、弁護士—依頼人間の法律相談や審理の録音のトランスクリプトの分析から得られた知識も利用しています (Holstein 1993も参照)。

8 エスノメソドロジー、法および政治

エスノメソドロジーに対するよくある批判は、政治的に保守的だということです。エスノメソドロジーは、社会的行為者が自らの実践活動をどのように理解しているかを記述することにとどまるものだからだ、ということです。最も有名な、そして手厳しい批判としては、1975年、アメリカ社会学会の会長講演でのルイス・コザーによるものと、イギリスの人類学者アーネスト・ゲルナーによるものがあります。

広範囲な社会構造よりもむしろ「ミクロ・レベルの」活動に焦点をあてていることに対する批判もあります。それは道徳的あるいは認識論的相対主義に至るものと批判されるのです。現在のほとんどの研究者は、確かに行為と意味は真剣に受けとめられるべきだということは認めています、それは一定の枠組みの中でのみ、すなわち、リベラルあるいは左翼の政治的信条に合致し、「マクロ」レベルの分析と「ミクロ」レベルの分析を結合させる枠組みの中でのみだと考えているのです。

グレッグ・マトエジアン (Greg Matoesian) は、1993年に発表したレイブ裁判の研究において、まさにこうした観点からのエスノメソドロジカルな分析を行いました。そこでは、「マクロ」レベルの分析と「ミクロ」レベルの分析の間のギャップを架橋するためにアンソニー・ギデンズの構造化 (structuration) の理論が利用されています。この種の分析に内在する一つの問題は、基本的に異なった認識論的前提を有する複数のアプローチを結合させていることです (Watson 1992参照)。このことは、経験的なレベルでは、明白なことでもあります。マクロ研究者の支持する政治的論拠 (マトエジアンの議論でいえば、「わたしたちは、女性を抑圧する家父長制的社会に生きている」という主張) は、法廷での審理を詳細に検討することによって明らかにされうるものとは、しばしば、ゆるやかな結びつきしかないように思えます¹⁴⁾。

13 陪審員が決定を行う方法に関するガーフィンケルの初期の研究も、他のアプローチが無視したり理念化したりするのみで終わってきた実践的推論の方法を検討の対象としていました。社会心理学者たちが、何が陪審を小集団とするのかということに関心を持ったのに対して、ガーフィンケルは、陪審評議の何が彼らを陪審とするのかと問うたのでした (Heritage 1984, pp. 298-9を参照)。

14 マトエジアンは、レイブ裁判で被害者に反対尋問を行う際、法律家がいかに権力行使し統制を及ぼしているかを、説得的に論証しています。しかし、同様のテクニックは他の刑事裁判で証人に対しても利用されるものですから、このような実務を通して家父長制が生み出されているとか再生産されているとか強く主張することはでき

政治と社会学との関係について、解釈的観点から最も深い思索を行った研究者は、マックス・ウェーバーです¹⁵。彼は、困難な道徳的選択を含む政治というものに、人は、情熱を持って関わってゆくべきだと主張し、非妥協的で予測不能な本質をもつ世界に与えられる政治的目標にどのようにして到達するか、という実践的な問題をたえず投げかけています。しかし、あらゆる学問的探求が、政治にギアを合わせられる必要はありません。しかも、政治的なテーマを学問的に研究する選択をしたならば、慎重に学問を進めてゆくことで、党派的になりすぎることは避けられることでしょう。

政治的議論は、本質的に、決まり文句で行われるものだから、学問的な貢献の余地はない、という主張もあるかもしれません。社会学にとって問題なのは、研究者が、通常、社会の多数派には共有されていないイデオロギカルなあるいは左翼的なものの見方をしており、その結果として、現実社会の政治からどんどん離れていってしまっている、ということです。今日では、研究者の世界 (academia) の外側で広く読まれるような社会学研究は、非常に少なくなっています。ほとんどの批判的研究は、その著者と同じ価値観を持つきわめて限定された読者を念頭において書かれているのです (Travers 1997b 参照)。

ですから、エスノメソドロロジーがノンポリだとか保守的だとかの批判には、簡単には答えられませんし、そのような批判は、あらゆる社会学者にとって心地よくない問題を提起しています。エスノメソドロジストや会話分析の研究者は、しばしば、政治的動機を持つ研究者による、理想化された説明あるいは一方的な説明について批判します (Dingwall 近刊)。その一方で、何かある制度においてどんなことが起こっているかを慎重に記述するだけでは、政治的な議論を展開したいと考えている人々の役には立たないかもしれません。答弁取引のエピソードについての私自身の研究は、詳細なエスノグラフィックな説明としては唯一のものですが、少なくとも一人の左翼学者によって、政治的議論における武器として利用されました (McConville 1998)。しかし、これが可能になるのは、党派心むき出しの形で、その研究を要約した場合だけでしょう¹⁶。

ません

15 ウェーバーの政治に関する見解については、「職業としての政治」(1991)および「社会科学と政策における「客観性」」(1919)参照

16 実際、私の研究における該当の章の目的は、特定の種類の依頼人に対して、有罪答弁をするように説得する際に利用される技術や知識を、詳細に説明することでした。これは、その同じ弁護士が、それ以外の種類の依頼人を代理するときには使わないような技術や知識です。マッコンヴィルの手にかかると、これが、一般化された職権濫用の証拠になってしまいます。これが、他の弁護士の刑事弁護のやり方に非常に批判的な「ラディカルな」弁護士の話であったこともとても興味深いことです。しかし、マッコンヴィルは、この部分をまとめるとき、これがラディカルな法律事務所の話であることを認めていません。彼の主たる目的が政治的な議論を展開することにあるか

入国 (再) 審査請求に関する私の研究についても、同じことが指摘できます。イギリスでは、亡命者をどう扱うかが、最近、一つの政治的問題として議論されるようになってきています。政府に批判的な者は、ほとんどの亡命申請者は真正なものであって入国が許可されるべきだ、と主張しています。しかし、政府は、経済的理由による移住者が亡命者のふりをしている場合がほとんどだとみなしています。エスノメソドロジストとしての私自身のアプローチは、亡命申請者を亡命者と認めるかどうかを決定する審査官の日常業務を、詳細に検討することでした。こうしたアプローチは、入国管理について私自身が「市民として政治的見解を持つことを妨げるものではありません (実際、私は、発展途上諸国からヨーロッパへの移民は自由であるべきだと考えています)」。この研究が、政治的議論において一つの資料として利用されることを妨げるものでもありません。なぜなら、それは、亡命申請者のうち亡命者として登録される者が、なぜこれほど少数なのかを、法律上および証拠上明らかにする資料を提供するものだからです。しかし、その研究は、直接的に政治的なものではありません。そのかわり、法実務家、公務員および政治家それぞれの異なった見方を比較することによって、政治をトピックとして扱おうとするもののなのです。

9 エスノメソドロロジーと法実践

エスノメソドロジストには、強い政治的信念を持っている人もいるかもしれませんが、そうでない場合もあります。しかし、いずれにしても、社会の異なった側面を探索する経験科学的学問としての社会学の概念に与えている人たちです。こうしたエスノメソドロロジーの研究伝統において特に興味深いのは、エスノグラフィックな方法を用いて社会的制度を探索した研究がきわめて少数しかないということです。エスノグラフィックな方法とは、人々が、日常生活において、これらの制度とどのように出会いあるいは経験しているかを記述する方法です¹⁷。

エスノメソドロジストは、法実践の内容を問題にすることで、一定の成功をおさめてきたとよく言われます。確かに、法廷での審理において言語がどのように使われているかを探索する、非常に多くの会話分析研究が存在しています

らでしょう。ところが、私の目的は、その現象にうまくあてはまる説明、当該ケースでいえば、「ラディカルな」弁護士で構成される特定の法律事務所について、ラディカルとはどういうことなのか、を説明することだったのです。

17 本稿前節との関係では、人々が政治的問題をどのように理解しているかということや、組織化された政治全体の活動がどのように行われているかということを問題にするという意味においては、政治それ自体は、これまで社会学者によってまったく研究されてこなかったということを指摘しておきたいと思います。

異なった制度における法律的なワークについての興味深いエスノグラフィーも (私自身の研究も含めて) いくつか存在しています

しかし、私がこのような評価にやや違和感を覚える理由が二つあります。第一に、大部分の研究が、エスノグラフィックな調査を行わず、テープ録音の分析に基づいて行われていることです。これらの研究が、ワークについて、非常に多くのことを私たちに教えてくれるものであることは認めます。それは、まさにこれらの研究が、一般的なエスノグラフィックなルポによるのではなく、テープ録音されたデータを検討するものであるがゆえでしょう (Atkinson and Drew 1979, 第一章参照)。その一方で、これらの研究が、トランスクリプトの検討に基づくのみで、広範囲にわたるフィールドワークに依拠するものではないために、必然的に、常識的知識やコミュニケーション・スキルが法廷でどのように使われているかということに焦点を合わせるものとなってしまう、法実践に必要な能力を構成する専門技法的なあるいはインフォーマルな知識には、焦点が合わせられないのです¹⁸。これらの研究は、特定の制度の中で働く人々のワークの現場での実践的関心を問題にするものではありませんから、これらの研究を読んだ実務法律家は、何か重大なものが見逃されていると感じることでしょう。

第二に、フィールドワークを行った少数の研究者もいるのですが、彼らは、下級裁判所のワークしか調査していないということです。確かに、事実審理の結果を説明することに関心があるのならば、これも支持できます。訴訟の大部分を審理しているのは下級裁判所だからです。しかし、法システムの適切な社会学的分析は、当該システムのすべてのレベルにおける、実務家と司法官のワークも問題にしなければならない、ということもまた事実です。法官議員 (Law Lords) に関するアラン・パターソンの研究 (1982) は、この職業集団に属する人たちのワークについて、非常に多くのことを私たちに教えてくれるものであるとはいえ、彼らが利用する共通の知識やスキルを詳細に検討したものではありません。

法学者は、ときとして、社会学者は法実践を適切な形で研究対象としていないと批判しますが、こうした批判を聞くと、実務家にアクセスすることが通常困難であるという事実を鑑みて、私はいつも一種のずるさを感じてしまいます。実務家へのアクセスが困難である理由としては、一つには、批判的な社会学者が、法実践の舞台にアクセスすることに成功しても、そのあと、法律の専門家たちのやっていることを酷評してしまうために、しばしば、成功の機会を台無

18 私には、答弁取引に関するサドナウの研究 (1965年) と、刑事弁護人の法律事務所に関する私自身の研究 (1997年) だけが、こうしたインフォーマルな法実践を問題にしようとするものだと思います

しにしてしまう、ということがあります¹⁹。あるいは、単に、法律家が多忙な人たちだということもあるかもしれませんし、法律家たちは自分たちの行動を外部の者に観察させたりテープ録音させたりすることに慣れていない、ということもあるかもしれません。こうしたことは、病院や医学校では日常的に行われているものなのですが²⁰。しかし、社会学者は、フィールドワーク研究が法律実務にも法律家の養成にもどれほど有益なものでありうるのかを、法律の専門家やロースクールに理解してもらうことにはまだ成功していませんから、そのためのよりいっそうの努力をする必要がある、ということもあるかもしれません

10. エスノメソドロロジー研究の実践的価値

1980年代のガーフィンケルの主張の中でも最も挑発的なものは、おそらく、エスノメソドロロジーの未来は社会学よりもむしろ他の実践的な学問とともにある、というものでしょう。彼の弟子であるマイケル・リンチは、次のように書いています。

「ガーフィンケルは、後期の著作において、エスノメソドロロジーを他の学問 (数学、自然科学、法学など) と異種交配させるべきことを示唆している。つまり、リサーチの『成果』は、エキゾチックな実践活動についての報告という形式をとらず、そのかわり、たとえば、法律家のワークに関するエスノメソドロロジー研究が法律学的リサーチに貢献するというように、異種交配された学問を発展させる努力となるだろう、というのである。」 (Lynch 1993, 274頁)

1990年代に生じた一つの興味深い展開は、コンピューター科学者たちが、設計プロセスを改良する手段としてエスノグラフィーに興味を持ち始め、エスノメソドロロジーの価値を発見したということです。エスノメソドロロジーは、相互行為的プロセスを詳細に記述するのにうってつけのものなのです (Luff, Hindmarsh and Heath 2000参照)。私は、直接の経験から、少なくとも何人かのソフトウェア設計者が、「インデックス性=文脈表示性 (indexicality)」というようなエスノメソドロロジーの用語を熟知して使用していることを知っています

19 ロッド・ワトソンは、これを「社会学的冷笑 (sociological sneer)」と呼びました。これは、一つには、左翼的見解をもつ人々は、通常、法律専門職のことをよく思っていない、という事実から生じます。しかし、この批判は、右翼的解説者にも等しく当てはまるものですし、常識的な知識 (インフォーマルなコミュニケーション) に対して皮肉な態度をとるものであれば、どんな種類の分析にも当てはまるものです

20 弁護士と依頼人の面談をテープ録音する許可を得ることに関わる困難さについての議論は、Danet, Hoffman and Kermish (1980) 参照

しかし、私の知る限りでは、法律学専攻の学生が法社会学のコースをとったときにエスノメソドロロジーに触れる可能性があるというような場合をのぞけば、エスノメソドロジストと法律家の間の「異種交配」は、これまで存在していませんでした。実際、法律学は、少なくともイギリスやアメリカでは、今もなお、社会科学から最も引き離された学問であり続けています。教育者も実務家も、広範囲な人文科学的教育から学生たちは多くを得るという考えを11先では支持していますが、そのカリキュラムは、今もなお法律のルールを学ぶことが主になっています。

法に関するエスノメソドロロジー研究の「有用性」を強く支持するような文献は存在しません。依頼を受けて行われる応用研究のほとんどは、もちろん、エスノメソドロロジーに基づくものではありませんし、その主たる関心は、量的および質的調査技法を使って、プログラムを評価することにあるようです (もちろん、エスノメソドロジストも、評価的なりサーチに貢献することが可能なのですが)。ガーフィンケルが示唆している強い意味での「有用性」とは、おそらく、エスノメソドロロジーが、新たなテクノロジーを設計し評価する際にコンピューター科学者によって利用されるのと同まったく同じ仕方、法実践に不可欠な一部にならなければならない、ということの意味しているのでしょう。訴訟の準備をする際に、あるいは、コミュニケーション・スキルや弁護スキルを身につけた法律家を養成する際に、エスノメソドロロジーのテクニックが利用されなければならないということ²¹⁾。

11 将来の研究への展望

ここまで、エスノメソドロロジー研究のいくつかの側面を問題化することを試みてきましたが、法実践の内容には関心を持たない他の社会学的アプローチについても、同様の批判が当てはまりうることを忘れてはならないでしょう。私は、ほとんどの批判的社会学者に対しては、ウェーバー派の立場から、社会の「抑圧された」集団とのロマンティックな同一化を超えたリアルな政治的内容をほとんど持っていない、と批判することが可能だと言いたいのです。また、ほとんどの社会学的研究が非常にわずかの実践的価値しか持っていないと言

21) ボール・ドリュウとクレグ・マトエジアンは、反対尋問で法廷弁護士が使うスキルについての彼らの分析が、コミュニケーション・スキルを身につけた法律家を養成する道具として利用されうるということは、主張していません。他方、会話分析研究者の中には、商業的な目的のために、会話(トーク)に科学的関心を持った者もいました。J. マックスウェル・アトキンソンが適例で、彼は、政治的演説で利用されるレトリックの仕組みに関する研究(1981)を公開したあと、大学を去って、コミュニケーション・コンサルタントになりました。

たいのです。それは、組織的なプロセスを記述し評価するために利用可能なさまざまな方法を発展させてきたとしても、何よりもまず第一に、一つの科学的追求とみなされなければなりません。

社会学を学ぶべき最大の理由は、おそらく、それが、絶えず困難な問題を提起し、社会制度についての私たちの常識的な理解に対して反省を迫る、厳格で骨の折れる科目だということにあります。私自身は、法律を学んでいる学生であれば誰でも、世界に対するこのような見方に触れるべきだし、何らかの経験的リサーチを行う機会を持つべきだと考えています。それは、彼らをより良い法律家にするためではありません。彼らをより興味深い人間、すなわち、よい良い市民にしうるからです。多くの経験的研究が産み出され、それらが広く一般に読まれるという意味において、健全な社会学が存在することは、民主主義社会において有益なことでもあるのです。

法社会学が実り豊かなものとなるためには、学生たちは、学部レベルでも大学院レベルでも、それを勉強する必要がありますし、法の専門家たちは、理論的に豊かな法社会学上の研究を支援し促進していく必要があります。不幸にも、ヨーロッパやアメリカの状況は、理想からほど遠いところにあります。その理由は、とりわけ、ロースクールに社会学者がほとんど任用されていないことにあります²²⁾。どの学科の学生であれ社会学的な観点から法を学ぶ学生は非常に少ないですし、一定の質をもった経験的研究は、毎年ほんの少数しか出版されていません。

もしあなたがエスノメソドロロジーに関心があるとすれば、状況はもっと悪いものです。この種の研究に関心を持っている社会学者が非常に少ないからです(法社会学の専門雑誌を見ても、エスノメソドロロジーへの言及がほとんどないことに気づくことでしょう)。こうしてみると、むしろ、悲観的な結論に至らざるをえないように思えますが、ロースクールにおけるエスノメソドロロジーの展望については、現実主義的であることが有意義だと思います。(ぼつりぼつりとですが、エスノメソドロロジー研究や会話分析研究が続けられていくことを期待することはできます。それは主として、アメリカの社会学部の大学院生によって行われているものです。こうした研究が、ゆくゆくは、法や法制度に対する私たちの理解にいつそう貢献してくれることでしょう。

参考文献

Anderson, D. and W. Sharrock 1983 "Theory as a Methodological Theory: A Sketch of Four Sociological Variations", *Poetics Today*, Vol.4, No. 3, pp. 565-79.

22) 医学校や教育学部・コンピューター科学部では、より多くの社会学者が任用されています。

- Anleu, S. 2000 *Law and Social Change*, Sage, London.
- Atkinson, J. M. 1984 *Our Masters' Voices: The Language and Body Language of Politics*. Methuen, London.
- Atkinson, J. M. 1981 “Ethnomethodological approaches to sociolegal studies”. In A. Podgorecki and C. Whelan (eds.) *Sociological Approaches to Law*, Croom Helm, London, pp. 201-23.
- Atkinson, J. M. and Drew, P. 1979 *Order in Court: The Organisation of Verbal Interaction in Courtroom Settings*. Macmillan, London.
- Bitner, E. 1967 “The Police on Skid Row: A Study of Peace-Keeping”. *American Sociological Review*, Vol. 32, pp. 699-715.
- Blumer, H. 1969 “Sociological Analysis and the Variable”. In H. Blumer *Symbolic Interactionism: Perspective and Method*. University of California Press, Berkeley, pp. 127-139.
- Bourdieu, P. 1980 *The Logic of Practice*, Polity, Cambridge.
- Bourdieu, P. et al 2000 *The Weight of the World*. Polity, Cambridge.
- Burns, S. 1996 “Lawyers’ Work in the Mendez Brothers’ Murder Trial”. *Issues in Applied Linguistics*, Vol. 7, pp. 16-32.
- Burns, S. 1997 “Practicing Law: A Study of Pedagogic Interchange in a Law School Classroom”. In Travers, M. and Manzo, J. (eds.) *Law in Action: Ethnomethodological and Conversation Analytic Approaches to Law*. Ashgate, Aldershot, pp. 265-88.
- Button, G. (ed.) 1991 *Ethnomethodology and the Human Sciences*. Cambridge University Press, Cambridge.
- Carlen, P. 1976 *Magistrates’ Justice*. Martin Robertson, Oxford.
- Cicourel, A. V. 1964 *Method and Measurement in Sociology*. Free Press, New York.
- Cicourel, A. V. 1968 *The Social Organization of Juvenile Justice*. Wiley, New York.
- Coser, L. 1975 “ASA Presidential Address: Two Methods in Search of a Substance”. *American Sociological Review*, Vol. 40, pp. 691-700.
- Coulon, A. 1995 *Ethnomethodology*. Sage, London [first published in French as in French as Ethnomethodology by Presses Universitaires de France].
- Danet, B., Hoffman, K. B. and Kermish, N. C. 1980 “Obstacles to the Study of Lawyer-Client Interaction”. *Law and Society Review*, Vol. 14, pp. 331-49.
- Dingwall, R. (forthcoming) “Language, Law and Power: Ethnomethodology, Conversation Analysis and the Politics of Law and Society Studies”. *Law and Social Inquiry*.
- Dingwall, R. and Greatbach, D. 1994 “The Virtues of Formality”. In J. Eekelaar and M. Maclean (eds.) *A Reader on Family Law*. Oxford University Press, Oxford, pp. 391-99.
- Drew, P. 1997 “Contested Evidence in Courtroom Interaction: The Case of a Trial for Rape”. In Travers, M. and Manzo, J. (eds.) *Law in Action: Ethnomethodological and Conversation Analytic Approaches to Law*. Ashgate, Aldershot, pp. 51-76.
- Garcia, A. 1991 “Dispute Resolution without Disputing: How the Interactional Organisation of Mediation Hearings Minimizes Argument”. *American Sociological Review*, Vol. 56, pp. 818-35.
- Garfinkel, H. 1948 “A Research Note on Inter-and Intra-Racial Homicides”. *Journal of Social Forces*, Vol. 4, pp. 369-81.
- Garfinkel, H. 1984 “Some Rules of Correct Decisions that Jurors Respect”. In H. Garfinkel *Studies in Ethnomethodology*. Polity Press, Cambridge, pp. 104-15.
- Garfinkel, H. 1991 “Respecification: evidence for locally produced, naturally accountable phenomena of order, logic, reason, meaning, method, etc. in and as of the essential haecceity of immortal ordinary society (I)-an announcement of studies”. In G. Button (ed.) *Ethnomethodology and the Human Sciences*, Cambridge University Press, Cambridge, pp. 10-19.
- Garfinkel, H. 1997 “Practical sociological reasoning: Some features in the work of the Los Angeles Suicide Prevention Center”. In Travers, M. and Manzo, J. (eds.) *Law in Action: Ethnomethodological and Conversation Analytic Approaches to Law*. Ashgate, Aldershot, pp. 25-42.
- Gellner, E. 1975 “Ethnomethodology: The Re-enchantment Industry or the California Way of Subjectivity”. *Philosophy of the Social Sciences*, Vol. 5, pp. 431-50.
- Goode, D. 1994 *A World Without Words*. Temple University Press, Philadelphia.
- Heritage, J. 1984 *Garfinkel and Ethnomethodology*. Polity, Cambridge.
- Hester, S. and Eglin, P. 1992 *A Sociology of Crime*. Routledge, London.
- Hester, S. and Eglin, P. (eds.) 1996 *Membership Categorization*. University Press of America, Lanham.
- Hill, R. J. and Crittenden, K. S. (eds.) *Proceedings of the Purdue Symposium on Ethnomethodology*. Institute Monograph Series No. 1. Institute for the Study of Social Change, Purdue University.
- Holstein, J. 1993 *Court-Ordered Insanity: Interpretive Practice and Voluntary Commitment*. Aldine de Gruyter, New York.
- Hutchby, I. and Woofitt, R. 1998 *Conversation Analysis. Principles, Practices and Applications*. Polity Press, Cambridge.
- Konter, M. 1998 *Dilemmas in the Courtroom: A Study of Trials of Violent crime in the Netherlands*. Lawrence Erlbaum, New Jersey.
- Livingston, E. 1982 *An Ethnomethodological Investigation of the Foundations of Mathematics*. Routledge, London.
- Lynch, M. 1993 *Scientific Practice and Ordinary Action: Ethnomethodology and Social Studies of Science*. Cambridge University Press, Cambridge.
- Lynch, M. and Bogen, D. 1994 “Harvey Sacks’ primitive natural science”. *Theory, Culture and Society*, Vol. 11, pp. 65-104.
- Lynch, M. and Bogen, D. 1996 *The Spectacle of History: Speech, Text and Memory at the Trans-Centra Hearings*. Duke University Press, Durham.

- Luff, P., Hindmarsh, J. and Heath, C. 2000 *Workplace Studies: Recovering Work Practice and Informing System Design*. Cambridge University Press, Cambridge.
- McConville, M. 1998 “Plea-bargaining: Ethics and Politics”. *Journal of Law and Society*, Vol. 25, No. 4, pp. 562-87.
- Manzo, J. 1997 “Ethnomethodology, Conversation Analysis and the Sociology of Law”. In Travers, M. and Manzo, J. (eds.) *Law in Action: Ethnomethodological and Conversation Analytic Approaches to Law*. Ashgate, Aldershot, pp. 1-18.
- Matoesian, G. 1997 “‘I’m sorry we had to meet under these circumstances’: Verbal Artistry (and Wizardry) in the Kennedy Smith Rape Trial”. In Travers, M. and Manzo, J. (eds.) *Law in Action: Ethnomethodological and Conversation Analytic Approaches to Law*. Ashgate, Aldershot, pp. 137-182.
- Maynard, D. 1984 *Inside Plea-Bargaining: The Language of Negotiation*. Plenum, New York.
- Maynard, D. and Manzo, J. 1997 “Justice as a Phenomenon of Order: Notes on the Organization of a Jury Deliberation”. In Travers, M. and Manzo, J. (eds.) *Law in Action: Ethnomethodological and Conversation Analytic Approaches to Law*. Ashgate, Aldershot, pp. 209-238.
- Paterson, A. 1982 *The Law Lords*. Macmillan, London.
- Pollner, M. 1974 “Explicative Transactions: Making and Managing Meaning in Traffic Court”. In G. Psathas (ed.) *Everyday Language: Studies in Ethnomethodology*. Irvington, New York, pp. 227-56.
- Pomerantz, A. 1987 “Descriptions in Legal Settings”. In G. Button and J. Lee (eds.) *Talk and Social Organisation*. Multilingual Matters, Clevedon, pp. 226-43.
- Pomerantz, A. and Atkinson, J. M. 1984 “Ethnomethodology, Conversation Analysis and the Study of Courtroom Interaction”. In D. J. Mueller, D. E. Blackman and A. J. Chapinan (eds.) *Psychology and Law*. Wiley, New York, pp. 283-97.
- Psathas, G. 1995 *Conversation Analysis: The Study of Talk-In-Interaction*. Sage, London.
- Sacks, H. 1963 “Sociological Description”. *Berkeley Journal of Science*, Vol. 1.
- Sacks, H. 1992 *Lectures on Conversation* (2 Volumes). Blackwell, Oxford.
- Scheppelle, K. 1991 “Legal Theory and Social Theory”. *Annual Review of Sociology*, Vol. 20, pp. 383-406.
- Sharrock, W. and Anderson, R. 1986 *The Ethnomethodologists*. Ellis Horwood, Chichester.
- Sudnow, D. 1965 “Normal Crimes: Sociological Features of the Penal Code in a Public Defender Office”. *Social Problems*, Vol. 12, pp. 255-76.
- Sudnow, D. 1978 *Ways of the Hand*. Harvard University Press, Cambridge.
- Ten Have, P. 1999 *Doing Conversation Analysis: A Practical Guide*. Sage, London.
- Travers, M. 1997a *The Reality of Law: Work and Talk in a Firm of Criminal Lawyers*. Ashgate, Aldershot.
- Travers, M. 1997b “Preaching to the Converted? Improving the Persuasiveness of Criminal Justice Research”. *British Journal of Criminology*, Vol. 37, No. 3, pp. 359-77.
- Travers, M. 1999 *The British Immigration Courts: A Study of Law and Politics*. The Policy Press, Bristol.
- Travers, M. and Manzo, J. 1997 (eds.) *Law in Action: Ethnomethodological and Conversation Analytic Approaches to Law*. Ashgate, Aldershot.
- Turner, R. (ed.) 1974 *Ethnomethodology*. Penguin, Harmondsworth.
- Watson, R. 1992 “The Understanding of Language-Use in Everyday Life: Is there a Common Ground?”. In G. Watson and R. M. Seiler (eds.) *Text in Context: Contributions to Ethnomethodology*. Polity Press, Cambridge, pp. 1-19.
- Watson, R. 1997 “The Presentation of Victim and Motive in Discourse: The Case of Police Interrogations and Interviews”. In Travers, M. and Manzo, J. (eds.) *Law in Action: Ethnomethodological and Conversation Analytic Approaches to Law*. Ashgate, Aldershot, pp. 77-99.
- Weber, M. 1949 “Objectivity” in Social Science and Social Policy”. In F. Shils and H. Finch (eds.) *The Methodology of the Social Sciences*. The Free Press, New York, pp. 49-112.
- Weber, M. 1991 “Politics as a Vocation”. In H. Gerth and C. Wright Mills (eds.) *From Max Weber: Essays in Sociology*. Routledge, London, pp. 77-128.
- Wieder, L. 1974 *Language and Social Reality: The Case of Telling the Convict Code*. Mouton, The Hague.
- Zimmerman, D. H. 1992 “Achieving Context: Openings in Emergency Calls”. In G. Watson and R. M. Seiler (eds.) *Text in Context: Contributions to Ethnomethodology*. Polity Press, Cambridge, pp. 3-21.

法現象へのエスノメソドロロジー・会話分析的アプローチ

——訳者あとがき

ここに訳出したのは、Max Travers, “Law in Action: An Ethnomethodological Perspective”, paper delivered at the fifth joint meeting of the Law and Society Association and the Research Committee on Sociology of Law of the International Sociological Association (2001年アメリカ法社会学会・国際社会学会法社会学部会合同学術大会), Central European University, Budapest, Hungary, July 4-7, 2001の全訳である。本文中のセクション番号と、本文最初のセクション目次は、訳者が便宜上付したものである。

本翻訳の元となったオリジナル・ペーパーは、フランス語圏で活躍するエジプトの法社会学者Baudouin Dupretの手でフランス語にも翻訳され、フランス語圏の法社会学専門研究誌*Droit et Société*, 48, pp. 319-366にも再録されている(なお本誌同号は「エスノメソドロロジー・会話分析」の特集号となっている)。本誌は、以下のウェブページから、掲載論文が無料で閲覧できる。<http://www.reds.msh-paris.fr/publications/revue/revue-ds.htm>)。

本論文の日本語への翻訳に際しては、著者のマックス・トラヴァース、および、上記フランス語版の翻訳者であり*Droit et Société*誌特集号の編著者でもあるBaudouin Dupretより快く許諾をいただいた。記して感謝する。

著者のマックス・トラヴァースは、英国のソリシター(事務弁護士)資格を有する法社会学者で、現在は、オーストラリアのタスマニア大学で社会学および法社会学を講じる。主要な編著書は以下の通り

- 1: *Theory And Method in Socio-legal Research* (Onati International Series in Law & Society), Hart Publishing, 2005. (Reza Banakarとの共編著)
- 2: *An Introduction to Law and Social Theory*, Oxford, Hart Publishing, 2002. (Reza Banakarとの共編著)
- 3: *Qualitative Research through Case Studies*, London, Sage, 2001
- 4: *The British Immigration Courts: A Study of Law and Politics*, Bristol, Thoeml Press, 1999
- 5: *The Reality of Law: Work and Talk in a Firm of Criminal Lawyers*, Aldershot, Ashgate, 1997.
- 6: *Law in Action: Ethnomethodological and Conversation Analytic Approaches to Law*, Aldershot, Ashgate, 1997. (John Manzoとの共編)

編著リストの最後に記したトラヴァースとマンゾー共編の文献は、これまでの法に関するエスノメソドロロジー・会話分析の研究中の初期および最近の重要な業績を集めた論文集である。これについては、本論文の共訳者の一人である北村のもとで翻訳が現在進行中で、2009年には(北村隆憲 監・訳、岡田光弘・池谷のぞみ・小宮友根 訳)『社会的実践としての法——エスノメソドロロジー・会話分析アプローチによる“生ける法”の探求(仮題)』(新曜社)として出版が予定されている。

エスノメソドロロジー (ethnomethodology) という言葉のなかの、「エスノ (ethno)」とは社会の通常の成員のことであり、エスノメソドロロジーは、社会の成員が、相互行為によって彼らの〈現実〉つまり出来事や行為を有意味で合理的で理解(説明)可能なものとして産出・維持する「方法 (method)」を通して社会的秩序が達成される在り様を研究する社会学上の一アプローチである。エスノメソドロロジーおよび、エスノメソドロロジーから発展した「会話分析」(conversation analysis)の観点からは、社会成員の人々が行う社会的実践活動は、研究者の側が構成した理念的なモデルやカテゴリーを当てはめて理解されるのではない。人々の社会的相互行為(会話、身体活動、視線などを含む)の中で、エスノグラフィーや彼ら自身が提示する観察可能な表示によって証拠づけられながら、人々が実際に行っているが気がつかれないことをも含めて、〈現実〉の首尾一貫した意味や秩序を産出するために人々がローカルな現場で使用する、相互行為のワークや彼らの用いる日常的・実践的推論として探究されるのである。

エスノメソドロロジーと会話分析とは、社会学におけるアプローチとして生まれたものの、現在では伝統的な社会学の領域を大きく超えて、法学を含む他分野(たとえば、心理学、認知科学、学習科学、文化人類学、社会言語学、コミュニケーション論、など)においても重要な貢献を行っている。エスノメソドロロジーと会話分析とは、反実証主義的であり、認知主義や心理主義の諸前提を採らないラディカルな分析的・理論的観点に立ちつつ、同時に、経験的な研究を生産的に進めることが可能な研究アプローチとして、現代社会理論としても重要な位置を占めているといつてよいだろう(エスノメソドロロジー・会話分析に関して、最近の概説書として好井・山田・西阪1999、前田・水川・岡田2007がある)。

翻訳本文中にも説明されているように、こうしたエスノメソドロロジーの研究プログラムは、ハロルド・ガーフィンケルが、米国の陪審裁判に関する初の大規模調査として有名な「シカゴ陪審プロジェクト」の一部に参加したことをきっかけとして構想されたものである。その後の発展史の中でも、エスノメソ

ロジー・会話分析の観点から、法や裁判を研究対象とする多くの優れた研究が生み出されてきている (法へのエスノメソドロロジー・会話分析的研究の古典的および最近の代表的著作がTravers and Mazo 1997にまとめられている。法社会学との接点と関係については樫村1998、およびManzo 1997を参照) したがって、法領域はエスノメソドロロジー・会話分析アプローチのいわば開闢の地ともいえるのである。

我が国の法学分野では、樫村 (1989) が独自の切り口から精力的に日本に紹介するとともに、国際的レベルの研究行っている (たとえば、Kashimura 2005など)。しかし、エスノメソドロロジー・会話分析の観点からの法関連の日本語による具体的な研究例となると、参照すべきものは、樫村によるもの (たとえば、樫村2000は、会話分析による検討が事実認定のための資料として実際の不法行為訴訟で意見書として提出されたものであり、法実務への新たな貢献の可能性を示す) を含めても、いまだに数少ないのが現状である (樫村2004は、裁判過程での会話データを利用した、法の会話分析への入門)。こうした理由から、本稿の筆者は、諸外国におけるエスノメソドロロジー・会話分析アプローチによる法現象を対象とした研究論文を、順次翻訳していく計画を立てた。今回邦訳したトラヴァース・ペーパーは、こうした翻訳企画の一部として選択されたものである。

初学者がエスノメソドロロジー・会話分析の手法を学ぶには、良質の実際の分析をじっくりと読みつつ、分析の勘所や分析態度を身につけていくことが必要となる。その際、とりわけ、エスノメソドロロジー研究では、あまりにも自明であるがゆえにかえって「見えない」実践活動の詳細 (推論や振る舞い) が取り上げられて分析・記述される。また、会話分析の手法を用いる場合には、会話中の発話や沈黙のコンマ1秒までの時間や発話の重なり、あるいは視線や所作などの微細な言語的、身体的活動のディテールがデータとして提示されて分析されることも多い。会話分析アプローチが主張するように、こうした一見自明過ぎる、あるいは、とるに足らない単なる詳細と見なされている発話や身体活動の進行の中に実は重要な相互行為上の意味が表れているとすれば、それらを飛ばし読みするわけにもいかない。録音・録画された会話や相互行為のトランスクリプトにも、会話分析特有の書記法がある。このように、筆者の経験でも、エスノメソドロロジー・会話分析による研究テキストは、日本語で読んでも最初はかなり苦勞を強いられることになるのだから、初学者が外国語で読解する際の苦勞は想像に難くない。このような理由からも、基本的で模範となる関連業績を邦訳して利用に供することは、学部レベルの「法と社会」学習について、教育的にも大きな意義があると考えられるのである。

エスノメソドロロジー・会話分析によるデータとその分析・記述は、法律家の

実務や法的現象への参加者の生きた実践感覚に深く寄り添って記述されるので、学生にとっては、法律や法律家に関するマクロな社会構造的把握や統計的・数量的データに基づく研究成果についての学習にはない、法実践を生きた姿で分析的・質的に記述するという別の味わいを伝えることで、もう一つの角度から「法と社会」研究への興味・関心を促進してくれるものと思う。法的実践の姿を、法の現場で法が生み出され利用される自然な態様で研究すること、こうした方法態度は、法実践や法現象に関する反省的で発見的な探究の喜びを与えてくれることだろう。筆者は、その意味で、法科大学院レベルにおいても、将来の実務法律家となる学生が、自己の実践 (実務) 活動に関するリフレキシブな視点を得ることで、反省的实践家 (実務家) となるための絶好の教材ともなりうるものが、エスノメソドロロジー・会話分析による法研究の実例の中には数多いと考えている。

トラヴァースの本ペーパーは、エスノメソドロロジー研究と法実践 (法実務) との異種交配の必要性和その実践的有用性をも示唆している。日本の状況とは異なる面もあるとはいえ、法学部やロースクールでのエスノメソドロロジー研究の現状にはやや悲観的なトーンも響くが、法のエスノメソドロロジー・会話分析に関する研究状況を巧みに整理して現実主義的な将来への課題と展望をも示している。このペーパーが報告されてから10年近くを経た今日、その後、この分野の研究についてどの程度の進展が見られるのか、評価の分かれるところであろう (本ペーパーが書かれた以降の状況については、トラヴァース2009を参照)。一層積極的な展望への小さなきっかけとなることを願って、今回の翻訳に続く翻訳企画も進めていきたいと考えている。

なお、本翻訳は、日本学術振興会科学研究費補助金「介護保険法制の法社会学的研究—要介護度調査・認定過程の相互行為分析 (2007年度—2010年度 基盤研究 (C) 課題番号: 19530010)、研究代表者: 北村隆憲)、および、文部科学省科学研究費補助金「高等教育改革のコミュニケーション分析—現場における文化変容の質的検討」(2006年度—2008年度 基盤研究 (B)、課題番号: 18330105、研究代表者: 樫田美雄) よりの研究分担金による研究成果の一部である。

文献

- Kashimura, Shiro, 2005 “Beginning a Legal Consultation: A Sequential Analysis” (CDAMS Discussion Paper), Center for Legal Dynamics of Advanced Market Societies, Kobe University.
 樫村志郎, 2004 「会話分析による研究——裁判過程の分析」, 宝月・森田編「逸脱研

“生ける法（Law in Action）”（北村・内山）

究入門——逸脱研究の理論と技法）文化書房博文社

樫村志郎，2000「宗教的世界の会話的構成（コウカク）」「神」法学雑誌」第49巻第3分・4号）

樫村志郎，1998「法社会学とエスノメソドロジー」（山田・好井編「エスノメソドロジーの想像力」せりか書房）

樫村志郎，1989「『もめごと』の法社会学」弘文堂

Manzo, P. John, 1997 “Ethnomethodology, Conversation Analysis, and the Sociology of Law”, in Travers and Manzo 1997.

前田泰樹・水川喜文・岡田光弘編，2007『エスノメソドロジー——人々の実践から学ぶ』新曜社

トラヴァース，マックス，2009（予定）「日本語版への序文」（トラヴァース＝マンゾウ編）「社会的実践としての法——エスノメソドロジー・会話分析アプローチによる“生ける法”の探求（仮題）」（北村隆憲 監・訳，岡田光弘・池谷のぞみ・小宮友根 訳）新曜社

Travers, Max and John Manzo, (eds.) 1997 *Law in Action: Ethnomethodological and Conversation Analytic Approaches to Law*. Ashgate, Aldershot.

山崎敬一編，2004『実践エスノメソドロジー入門』有斐閣。

好井裕明・山田富秋・西阪仰，1999『会話分析への招待』世界思想社

（きたむら・たかのり 本学法学部教授）

（うちやま・やすお 本学法学部教授）